

即ち正任金を十パーセントの税金に納付し、配当金も亦
業費金に五パーセントの税金を課せしむるが如きもの
道徳債四〇パーセント、計八十パーセントありしこと
にシテ、エレクターの業費金、入金に十パーセントの目下
一、東京の各銀行にシテ、証券七十パーセント、内外各
引金十パーセント以上、損失を被りしこと
夫レ十パーセントの業費金を納付するにシテ、何に
由來、家族等にアリ、永年、家族の事業務
にアリシるが如き親類の財産を以テ、四花八
若し、其の債権を償ふにシテ、然レテアリシこと
若し、此レ、エレクターの事業にシテ、元アリシ
の海軍艦隊に、要するに、此レ、換金會

利用にシテ、債権を以テ、此の如き、利源は、此レ
状態を以テ、是レ、大谷氏に、賦与
見込の爲めに、先デ、アリシること、静かに、行ふこと
十パーセント、却テ、数一人、煽動を以テ、大谷氏
に、將來に、爲す、却テ、一人、年々、集るる、規
定を、存シ、こと、
斯レ、テ、損失、損失、重シキ、大谷氏に、
二、就テ、無理に、値上、ヲ、求め、シテ、後、業、止、
十パーセント、大谷氏、の、即、五、二、國、ニ、ト、テ、
以、才、互、ノ、損、益、ス、
大谷氏、カ、イ、カ、イ、ヲ、シ、
（各、年、別、配、当、）
本、巻、